

見 積 参 加 希 望 者 様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前 田 剛 宏
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 両筑平野用水管理所執務室照明取替工事
- 2 場 所 福岡県朝倉市江川 1 6 6 0 - 6 7 両筑平野用水管理所
- 3 期 間 契約締結の翌日から150日間
- 4 内 容 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 別添仕様書のとおり施行が可能であるもの。
本店、支店又は営業所が福岡県、佐賀県又は大分県内に所在する者であること。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印して下さい。なお、代表者の印章の押印は省略可能ですが、その場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2) 提出方法 F A X、電子メール、郵送又は持参による。（※F A X番号、メールアドレスは、4）に記載）
なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名に見積依頼書の件名を記載してください。
 - 3) 見 積 書 提出期限 令和8年9月10日 12時 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
TEL 0 9 4 6 - 2 5 - 0 1 1 3
FAX 0 9 4 6 - 2 5 - 0 1 3 3
mail nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
 - 5) 担 当 者 経理課 林田 絵理子
 - 6) 質 問 書 提出期限 令和8年9月7日 12時 まで
※質問の回答については、翌営業日の12時までにHPに掲載します。
 - 7) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和8年9月11日 12時まで**とします。
 - 8) そ の 他 ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に、同金額のうち課税対象額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、完成検査後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
 - 4) 請書を使用します。

両筑平野用水管理所執務室照明取替工事

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所が施行する「両筑平野用水管理所執務室照明取替工事」（以下、「本件」という。）に適用する。

第2節 場所

福岡県朝倉市江川1660-67 両筑平野用水管理所

第3節 概要

本件は、両筑平野用水管理所の執務室に設置されているLED照明器具を取り替えるものである。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) LED照明器具の取替 | 32灯 |
| (2) 撤去したLED照明器具の処分 | 32灯 |

第4節 期間

契約締結の翌日から150日間とする。

第5節 工事現場発生品

1. 本件の施工により発生した現場発生品については、担当職員の確認を受けた後に搬出するものとする。
2. 受注者は、排出事業者として、搬出した現場発生品を「資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号平成3年4月公布、最終改正平成14年法律1号平成14年2月公布)」の主旨に従い適宜リサイクル処理を施すとともにリサイクルできないものは、産業廃棄物として適正に処理するものとし、産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、受注者の責において管理票を交付するものとする。
3. 産業廃棄物として処理する場合の搬出先は、次のとおりとする。

なお、処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから実際の搬出先と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場発生品や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

発生品名称	普通の産業廃棄物種類	特別管理産業廃棄物種類	単位	数量	積算上の条件明示			
					受入れ場所	その他の受入条件	片道距離	受入費用(税抜き)
LED照明器具(ハウジ)	混合廃棄物	—	m3	5.906	福岡県朝倉郡筑前町安野地内	特になし	17.0km以下	6000円/m3

ング、電源 ユニット)、 蛍光灯形 LED								
--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

4. 本件で発生する建設副産物のうち、福岡県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物（中間処理施設を経由する場合も含む。）については、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

第6節 建設副産物実態調査（センサス）

本件は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、施工計画書に添付するとともに、電子データを担当職員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は年度毎及び工事完成時に電子データで担当職員に提出するものとする。

第7節 器材等仕様

本件で使用する器材及び仕様は以下のとおりとする。

なお、指定された器材については、仕様等が確認できる資料等（以下、「器材に関する資料」という。）を作成するものとする。

器材名	規格	器材に関する資料
公共施設用照明器具	LSS-10-4-48 LN	○

第8節 提出図書

受注者は、次に掲げる書類を作成し、担当職員へ提出するものとする。

提出図書名	部数	提出期限	摘要
施工計画書	1部	現地作業実施の10日前	施工概要、施工計画、安全管理、再生資源利用〔促進〕計画書
材料確認簿	1部	現地作業実施前	器材の数量が確認出来る資料
完成図書	1部	現地作業完了後速やかに	施工概要、器材に関する資料、施工写真、再生資源利用〔促進〕実施書

第 9 節 施工内容

LED 照明器具の取替を行うものである。設置位置は既設と同じ位置に据え付けるものとし、配線は既設利用とする。

なお、据付・撤去する照明器具の規格は以下のとおりである。

- ・据付 露出形 40W 1 灯
- ・撤去 露出形 40W 2 灯

第 10 節 設計変更

施工に伴い、施工内容に変更が生じた場合、設計変更について担当職員と協議するものとする。

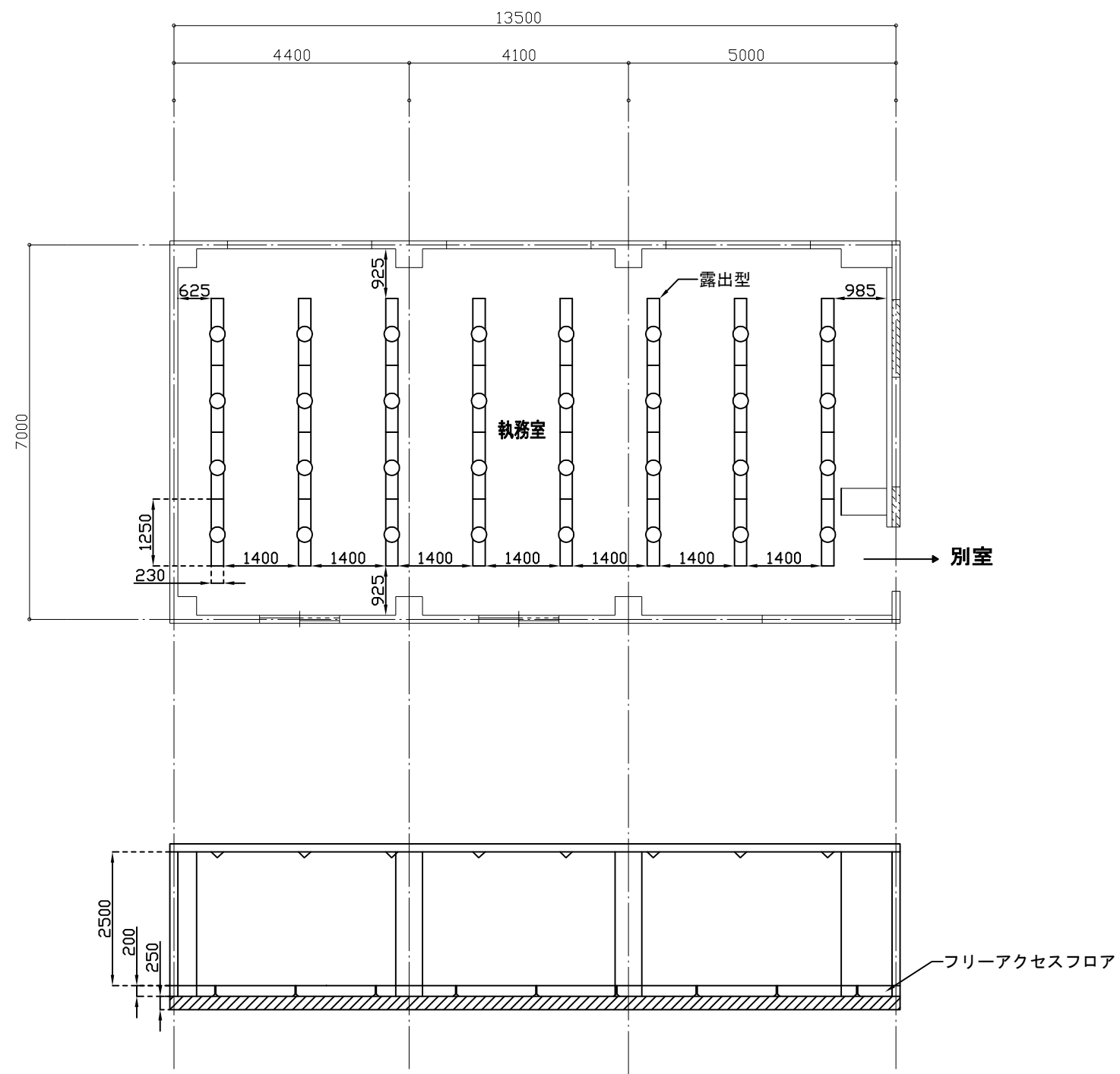
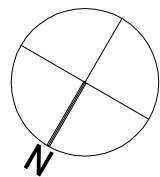
なお、本件では以下の内容を想定している。

- ・アスベスト事前調査
- ・電源ケーブルの追加
- ・天井板（石膏ボード）の追加
- ・その他、施工内容の追加変更等

第 11 節 疑義

この仕様書に明記されていない事項または疑義が生じた場合は、担当職員と協議するものとする。

以上



凡例

	:照明設備（平面図）
	:照明設備（断面図）
	:フリーアクセスフロア支柱

※すべての照明器具を取り替え対象とし、
配線は既設利用とする

件名	両筑平野用水管理所執務室照明取替工事
名称	執務室 照明配置図
独立行政法人水資源機構	筑後川上流総合管理所

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 両筑平野用水管理所執務室照明取替工事

独立行政法人 水資源機構

工事数量総括表

工事名	両筑平野用水管理所執務室照明取替工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
電気設備		式		1		
屋内照明設備工		式		1		
LED照明装置設置工		式		1		
LEDベースライト据付		灯		32		
LED照明装置撤去工		式		1		
直管形LED照明器具撤去		灯		32		
現場発生品運搬(電気)		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	両筑平野用水管理所執務室照明取替工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

(案)

請 書

- 1 件 名 両筑平野用水管理所執務室照明取替工事
- 2 場 所 福岡県朝倉市江川1660-67 両筑平野用水管理所
- 3 期 間 自 令和 年 月 日
- 至 令和 年 月 日
- 4 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔福岡〕簡易裁判所又は〔甘木〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

メール送信先 nyukei_chikugojouryu@water.go.jp

FAX 送信先 0946-25-0133

担当：独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 林田あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

所 長 前 田 剛 宏 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年9月3日に交付された「両筑平野用水管理所執務室照明取替工事」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。